

特別徴収の範囲が拡大

障害年金や遺族年金からも天引き

これまで、障害年金や遺族年金からの介護保険料の天引きはできませんでしたが、平成18年10月から、天引きできることになりました。

年18万円以上が対象

介護保険料を年金から天引きすることを特別徴収といいますが、年金が年額18万円以上支払われている方については、年金から天引きされますが、これまで障害年金と遺族年金は天引きの対象とされていませんでした。

金と遺族年金も天引きの対象となるよう見直されました。

現況届は忘れずに

年金を受けている方は、年1回現況届を提出しなければなりません。提出するのを忘れて、年金が一時止められてしまう方があります。

年金を止められてしまうと、介護保険料を天引きできないため、納入通知書で支払っていたこととなり、大変お手間をとらせてしまうこととなります。

これまで年1回だった年金の確認が、平成18年度からは、年6回行なわれることになりましたので、これまでより納入通知書で納める期間は短くなりましたが、現況届は忘れずに提出しましょう。



介護保険

被保険者証

更新のお知らせ

久慈広域連合は、久慈市・種市町・野田村・山形村・大野村・普代村の6市町村で構成されていますが、平成18年1月1日に洋野町が誕生し、同年3月6日には新久慈市が合併により誕生したことによって、構成市町村名が変わります。

合併によって住所表示などが変更になりますので、被保険者証は新しい表示に書き変えて再発行することになります。

しかし、合併による再発行は、構成市町村の合併時期が異なることから、その都度発行すると混乱するおそれがあります。

また、介護保険法の改正により、被保険者証の様式も変更されることから、被保険者証は4月中旬以降に一斉に郵送にてお届けする予定です。

介護サービスを利用している方で、一斉更新までの間に新しい被保険者証が必要な場合は、広域連合または市町村介護保険窓口で再発行ができますので、お申し出ください。

知

ことば

保険料のこと

保険料を納めないでいると

給付制限が適用されることがあります

保険給付の一時差し止めも

1年以上滞納すると、介護サービスにかかった費用をいったん全額支払うことになり、介護保険で給付されるサービスにかかった費用の9割分は広域連合に申請することにより、利用者に支払われます。

2年以上滞納が続くと、介護サービスを利用するときの利用料（自己負担分）が、通常の1割から3割に引き上げられます。この期間を減額期間といい、未納期間が長いほど減額期間も長くなります。

そのほかに、利用料が一定の額を超えると、超えた分の額をお返しする、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

滞納額が大きくなると、まとめて納めるときに負担感も大きくなります。できるだけ早めに納めましょう。

例) 1年以上滞納した場合の流れ

